**令和８年度　獣害対策補助事業一覧**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助事業名 | 事業概要 | 補助対象者 | 補助対象経費 | 補助率や条件 （詳細はＨＰ各種概要書でご確認ください。） | ＨＰへの  ＱＲコード |
| 鳥獣侵入防止柵設置事業 | ワイヤーメッシュ柵の資材支給 | 農事改良組合等 | 支給資材の内容  ・ワイヤーメッシュ柵  高さ：１．８ｍ  幅　：約２ｍ  太さ：５ｍｍ  ・門扉  　　高さ：１．８ｍ  　　幅　：３ｍ | 条件  ・受益戸数  ・現に獣害が生じていること  ・費用対効果が見込めること  ・道路河川等の占用条件を遵守すること  ・市と１４年間の維持管理契約を締結すること  など |  |
| 農作物獣害防止対策事業 | 野生動物による農作物被害の防止技術を導入するのに要する経費を支援 | 農事改良組合等農業者で組織する団体 | 野生動物による農作物被害防止技術導入経費 　ア　サル用電気柵（他の防止技術との組み 合わせ不可）　 　イ　多獣種対応ネット柵 　ウ　イノシシ、サル、ニホンジカ用電気柵 　エ　ニホンジカ用フェンス 　オ　イノシシ用フェンス 　カ　イノシシ用目隠しシート | 滋賀県自治振興交付金実施要綱に定める事業費（資材費のみ）の1/2以内 |  |
| 総合鳥獣害防止対策事業 | 野生動物による農作物被害の防止技術を導入するのに要する経費を支援 | 区・農事改良組合等 | 野生動物による農作物被害防止技術導入経費 　ア　サル用電気柵（他の防止技術との組み 合わせ不可）　 　イ　多獣種対応ネット柵  　ウ　イノシシ、ニホンジカ、サル用電気柵 　エ　ニホンジカ用フェンス 　オ　イノシシ用フェンス 　カ　イノシシ用目隠しシート 　キ　サル除けハウス等 | ア～カ 滋賀県自治振興交付金実施要綱に定める事業費（資材費のみ）の30%以内　　　　  キ　 事業費（資材費のみ）の30%以内。 補助限度額5万円 |  |

裏面へ

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助事業名 | 事業概要 | 補助対象者 | 補助対象経費 | 補助率や条件 （詳細はＨＰ各種概要書でご確認ください。） |  |
| 獣害に強い里づくり事業 | 集落環境点検実施集落が点検により見出された課題を解決するための事業に要する経費を支援 | 区・農事改良組合等 | 集落環境点検によって見出された課題を解決するための事業に要する経費 **※食費・人件費は対象外** | 補助対象経費と同額 補助限度額30万円 集落環境点検後３年以内  集落環境点検ごとに2回を限度 |  |
| 緩衝帯整備事業 | 野生獣による農作物等被害防除を目的とした緩衝帯を整備するため要する経費を支援 | 区・農事改良組合等 | 集落環境点検実施地区で5年間の維持管理協定が締結できる、まとめて0.3ha以上1.0ha未満の緩衝帯整備に要する経費  ・1か所当たりの面積が0.1ha以上 ・農地、集落から概ね40m程度までの範囲 | 補助対象経費と同額 上限70万円 集落環境点検後３年以内 集落環境点検ごとに１回を限度 |  |
| 侵入防止柵修繕事業 | 過去に侵入防止柵設置事業を実施した集落のうち、修繕の必要が生じた集落に対して、修繕に要する資材経費を支援 施行年度制限あり | 財産管理契約に基づき、５年以上前に設置された侵入防止柵を管理する集落 | 侵入防止柵を修繕する資材の購入費用 | 補助対象経費と同額 上限10万円 設置から5年を経過するごとに１回  1団体につき2回を限度 |  |
| 集落環境点検 | なぜ**集落内で獣害が発生しているのかを確認し、防除対策方針を整理**するもの。  **何度でも実施できます。** | 区・農事改良組合等 |  |  |  |